

社会的養護体制の充実を図るための研修の
実施に関する検討会報告書

平成21年2月

社会的養護体制の充実を図るための研修の
実施に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 社会的養護関係者研修の現状と課題	1
2. これからの社会的養護関係者研修体系について	2
3. 社会的養護関係者研修の学習目標について	2
4. 社会的養護関係者研修の研修方法について	4
5. 社会的養護職員等研修に係るその他の課題及びその解決法への方向性	9
【参考資料】社会的養護関係者研修の学習目標	13
児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム（A～E）	26
社会的養護体制の充実を図るための研修の実施に関する検討会経緯	32
社会的養護体制の充実を図るための研修の実施に関する検討会委員等	33

はじめに

社会的養護に関係している施設職員などの研修体制については、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「都道府県において作成する整備計画に必要な人材を確保するための方策を記載し、これに基づき施設等機関相互間の人材交流ができるシステムや研修体制を整備することを含め、計画的に人材育成を進めることが重要である。国において作成する指針（都道府県計画の作成のための指針）にも人材育成に関する事項を盛り込むほか、国は、人材育成のためのカリキュラムの作成や都道府県で人材育成を担う指導者に対する研修を実施する必要がある。この際、カリキュラムについては、5.にあるような子どもの権利擁護の観点に十分配慮したものとする。」と言及されており、国及び都道府県は研修体制の整備を計画的に行うことが求められている。

また、これらの内容及び実施方法について検討する必要がある。本検討会は、このような提案に早急に対応し、これからの社会的養護研修体制のあり方とともに、その実現のための具体的方法や内容などについて検討するため、平成20年7月、国立武蔵野学院に設置された。本検討会は、社会的養護関係者研修の現状と課題を踏まえ、特に国が実施すべき研修指導者養成研修を中心的テーマに据えつつ、これからの社会的養護関係者研修体系、それに基づく研修内容・方法及びその実施のために必要な課題とその解決の方向性などについて検討し、その内容を以下にとりまとめた。

なお、平成21年度より国立武蔵野学院において研修指導者研修の実施を予定しており、本検討会にて策定した研修プログラムを巻末に掲載している。

1. 社会的養護関係者研修の現状と課題

（1）社会的養護関係者研修の現状

社会的養護関係者（ここでいう社会的養護関係者とは乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センターの職員及び里親に限定する。）研修は、施設・関係団体（各施設協議会及び各里親会）、自治体（都道府県・政令市）、国の役割分担が不明確であり、研修体系が確立されていない現状にある。

各施設協議会レベル、自治体レベル、国レベルの研修において、職員の専門的な知識・技能を積み上げていくような系統だった研修カリキュラム体系になっていないばかりでなく、共通したテキストもなければ、研修内容や研修講師の類似や重複などがみられるなど、総合的な観点からみるとシステム的な研修体系になっていない。そのために社会的養護関係者研修の現状が効果的な研修になっているのかは疑問である。

そのため個々の職員が受ける研修もばらつきが生じ、必要な研修が十分に受講できていない場合や同じ内容の研修を重複して受講している場合も生ずる。また、施設、関係機関、自治体により研修への認識や取り組みに温度差が生じており、研修に力を注いでいる施設・関係団体や自治体がある一方で、研修に対して認識の低い施設や自治体も散見される。基礎から応用といった段階を踏んだ研修体系が確立されておらず、研修への取り組みに差が生じている現実、援助の難しい施設入所児が増加している中で、施設に求められる専門性の向上を図れない状況を生み出している。

また、新任職員に対する研修など施設内で行うべき研修の必要性が十分に認識されてお

らず、外部研修に依存している施設があることは否めない事実である。

(2) 社会的養護関係者研修の課題

したがって、社会的養護関係者研修の課題としては、つぎのような点を挙げることができる。

- ア 経験年数等に応じた研修体系及び研修カリキュラムやテキストなど研修内容の標準化
- イ 関係団体、自治体、国の役割の整備及び連携・協働システムの構築
- ウ 研修対象者の受講資格・手続きの明確化、研修履歴の把握と管理
- エ 個人的研修受講から組織的研修受講への転換及び参加しやすい職場作り
- オ 自治体における研修体制整備に向けた行動計画の策定・支援
- カ e-learning などITを利用した研修システムの確立

2. これからの社会的養護関係者研修体系について

このような現状と課題を踏まえ、これからの社会的養護関係者研修体系については、施設・関係団体、自治体、国の3つのレベルに区分けして、各レベルでの役割分担及び連携・協働などについて構造化して実施することが重要である。したがって、それぞれのレベルでの実施すべき研修内容・方法や周辺の課題とその解決の方向性などについて、次のとおり提案した。

3. 社会的養護関係者研修の学習目標について

施設・関係団体、自治体、国の各レベル研修における学習すべき目標について、総合的な学習目標（修得すべき知識と技能を包括的に表現したもの）と個別の学習目標（修得すべき知識と技能を具体的に表現したもの）に大別して取り上げる。

(1) 施設・関係団体レベルの研修（施設職員研修）の学習目標（研修のねらい）

（P13【参考資料】社会的養護関係者研修の学習目標）

(2) 自治体レベルの研修（里親及び施設職員研修）の学習目標（研修のねらい）

里親 （P13【参考資料】社会的養護関係者研修の学習目標）

施設職員 （P13【参考資料】社会的養護関係者研修の学習目標）

(3) 国レベルの研修（研修指導者養成研修）の学習目標（研修のねらい）

3-A) 総合的な学習目標

- ・ 自治体（都道府県）で実施する研修の指導者・講師としての役割を果たすことのできる専門的知識及び技能の修得
- ・ 施設における子どもの権利擁護に関する取組や、組織的な施設運営を行う上での専門的知識及び技能の修得
- ・ 適切なスーパーバイスをする上での専門的知識・技能の修得
- ・ 社会的養護に関係する最先端・最前線の課題に対する知識・技能の修得
- ・ 重度・重複的問題を抱えた事案を支援するための高度な専門的知識・技能の修得

3-B) 個別の学習目標

《研修企画・運営のための目標》

- ・ 研修ニーズや人材育成を基にした研修企画立案や教授法など研修担当者として必要な基本的知識及び基本的技法を修得する。
- ・ 研修体系や研修内容の充実化が図れるような環境について理解し、そうした環境作りへの手立てを修得する。
- ・ 研修効果の測定方法など、把握の在り方についての視点や方法を修得する。より良い効果測定法開発に向けての視点を学ぶ。

《社会的養護に関する目標》

- ・ 被措置児童等虐待防止に向けた取組をはじめ子どもの権利擁護に関する理念や施設における対応について理解し、その方法を修得する。
- ・ 組織的な対応や職員間のサポート等チームアプローチについて理解し、その方法を修得する。
- ・ 子どもへの適切な援助及び施設のセーフティネットを構築するために、関係機関との連携及びソーシャルワークについて理解し、その方法を修得する。
- ・ 職員のメンタルヘルス、適切な職員へのスーパーバイス、スーパーバイザーとしての資質について理解し、技法を修得する。
- ・ 児童虐待など高度な判断と迅速性及び特別な視点が必要なケースへの対応について理解し、その方法を修得する。
- ・ 特別なニーズがあり、より専門的視点が必要な課題について理解し、援助のあり方を修得する。以下のような課題である。

児童虐待、性的虐待、SBS（乳幼児揺さぶり症候群）、非行、不登校、いじめ、愛着障がい、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、解離性障がい、知的発達障がい、発達障がい（知的発達障がい、広汎性発達障がい、学習障がい、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など）、医療ネグレクト、MSBP（代理ミュンヒハウゼン症候群）等。

- ・ 子どもが打ち明ける被害などへの対応の基本及び応用について理解し、その方法を修得する。
- ・ 犯罪被害者支援や修復的司法など司法福祉のあり方について理解し、その具体的な方法について修得する。
- ・ 非行・発達障がい・児童虐待の関連について理解する。

- ・ 多くの問題を抱えた家族に対するケア・支援（調整）について理解し、方法を修得する。
- ・ 高年齢児童の自立支援のあり方について理解し、その具体的な方法について修得する
- ・ 施設内虐待の予防と、発生した場合の対応の在り方について理解し、修得する
- ・ 家族再統合に向け、児童相談所・地域との協働の在り方について理解し、修得する

4. 社会的養護関係者研修の研修方法について

（１）施設・関係団体レベルの研修（施設職員研修）方法

施設は、児童福祉施設最低基準の規定に基づき研修を確保することが義務付けられている。職員の研修ニーズも考慮しながら研修計画を策定して役職や経験年数等に応じた研修受講の機会を確保し、職員の資質向上に向けた取り組みを行うことが求められている。

そのため、施設は、年間研修計画等を策定して、職員に対する職場内研修の継続的な実施や研修意欲の喚起を図るとともに、職場外研修への職員の積極的派遣参加などの研修体制を確立すると同時に職員が目的意識を持って参加することが必要である。特に職場内研修による職員の専門性の向上が基本であり、施設は、研修担当者の配置や研修予算の確保など、職員ニーズなどを踏まえた研修を計画的・継続的に実施できる体制を整備し、業務に必要な職員の専門的知識・技術・価値・倫理などを育成していくことが重要である。施設がこのような研修体制を組めるためには、現状の職員配置を見直すことが重要であり、特に母子生活支援施設や小規模施設など、研修の実施がより困難である施設に対しては、手厚い配置が望まれる。

また、各団体（協議会）においては、施設職員全体の資質の向上を図るため、基本的な研修を定例的に実施すると共に、各地域及び各施設の実状を踏まえた研修内容について検討し、現場の状況に即応した演習形式を多く取り入れた研修を実施することが重要である。

さらに、施設で実施しているケア・支援の内容や実施体制の問題や課題を解決するための目標を設定し、目標達成のための研修計画を策定して、それに基づき研修を実施することも大切である。

ア 新任職員研修（１年間）

新任職員の専門性の向上を図る上で、最初の１年間における研修は重要で、特に施設内においてスーパービジョンやＯＪＴを受けながらの実務経験の効果は大きい。そのため、施設においては、施設職員として必要な専門性を確保するための新任職員の年間研修計画や研修カリキュラムを作成し、教育講演（講義）や視聴覚教材及び外部研修などを活用しながら研修を行うと共に、定期的かつ随時の相談に応じれるスーパービジョン体制を整え、職員としての専門性の向上を図っていくことが必要である。またこのためにも人員配置基準を見直し、研修が十分に行える体制を講じる必要がある。

イ 施設職員基本研修（数日間）

施設においては、職員に必要な知識や技能など修得すべき目標及び計画を立て、その達成に向けて研修担当者を配置し、研修の推進を図ることが必要である。また、各職員

についても自己評価を行い、必要な知識や技能修得に向けた自己目標を設定し、それを踏まえ職員各自が研修計画を策定することも重要である。施設は、各自の研修計画などに基づき、年間研修計画を策定し、職員の研修ニーズに応じた施設内研修（講義、演習、ケース検討会議、視聴覚教材による学習など）を組織的に実施することが必要である。また定期的かつ随時に相談に応じられるスーパービジョン体制を整え、さらなる力量形成を図っていくことが必要である。

各施設協議会の研修は、都道府県規模、ブロック規模、全国規模で実施していることから、各施設協議会は、系統だった研修課程（カリキュラム）や研修システムを確立し、それぞれの単位で役割分担、調整して研修を実施することが重要である。

施設は、各協議会、各財団法人、NPO法人等関係団体、関係学会が実施する研修会・講習会等を研修計画に取り入れるなど有効活用し、充実、発展させていく必要がある。

また、各協議会は、各関係団体（協議会）相互の連携・協働を図り、受講者の拡充や講師の交流及び合同研修会の実施など、研修目標が達成できるように合同で研修実施計画を策定し、研修を実施することも考えられる。

ウ 施設長基本研修（数日間）

施設長基本研修については、現在行われている各協議会の施設長研修を有効活用し、充実を図ることが必要である。研修においては、子どもの権利擁護を推進するための取組やケア・支援の質の向上に向けた中・長期的な行動計画の策定・見直しのあり方などを盛り込んだプログラムを作成し、実施することが重要である。

（２）自治体レベルの研修（里親及び施設職員研修）方法

自治体は、研修体制の整備・拡充に向けた行動計画を策定することが必要である。

１）里親（※ 里親研修については、参考として掲載。）

ア 里親基礎研修（里親認定前研修を含む）（数日間）

児童福祉法等の一部を改正する法律の改正により、平成21年4月に里親制度が改正され、養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として認定前や登録更新時など一定の研修の受講が義務化となり、自治体が研修を実施することとなった。

また、自治体の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすもの（里親支援機関）に委託できるとこととされた。これにより、都道府県が行う里親研修については、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能になるため、児童相談所と里親支援機関とが連携し、里親研修の充実を図ることが必要になる。

また、里親と児童福祉施設とのパートナーシップを築くための合同研修会などを開催することも大切である。

イ 専門里親認定前研修（概ね3ヶ月以上）

専門里親認定前研修については、現在、この研修を実施している都道府県は数力所に

止まっており、その他の自治体においては子ども家庭総合研究所に委託して実施している。この研修についても充実を図る必要がある。例えば里親支援機関と子ども家庭総合研究所とで役割分担をしつつ協働で専門里親認定研修を行うなどのシステム等についての検討に基づき、里親研修システムの構築に関する行動計画を策定して、専門里親などの研修の充実を図ることが重要である。

研修内容に関しても、専門里親の委託対象児童の拡大に伴い、充実を図らなければならない。

ウ 専門里親更新研修（数日間）

専門里親更新研修については、都道府県又は里親支援機関が行うことが望ましい。研修内容については、専門里親認定前研修同様に、充実しなければならない。

2) 施設職員

ア 応用研修（テーマ別・職種別研修・合同研修）（数日間）

施設職員に対する応用研修は、テーマ別研修や職種別研修を実施し、実務上の問題・課題・ニーズに対応できる専門的知識・技能を修得するための研修である。そのため自治体は、取り上げるべきテーマを設定するための情報収集を行った上で内容の分析検討を行い、テーマ設定や研修プログラムを作成することが必要である。実務上の課題に対応するためにも演習型の研修が望ましく、研修方法は、可能な限り事例検討、ロールプレイ、視聴覚教材の活用及び現場実習などを取り入れるといった創意工夫が必要である。さらに、児童虐待対応における多機関協働の必要性に鑑み、児童相談所との合同研修など、共通するテーマを設定の上、関係機関合同研修を実施することが必要である。

また、自治体は、地元の大学や社会福祉協議会などと協力して、社会的養護に関する公開講座や集中講義などを開催して多様な研修の機会を確保することも必要である。

イ 基幹的職員（スーパーバイザー）研修（数日間）

この研修を受講できるものは、一定の勤務経験や応用研修などの研修修了証を得た者であって施設長の推薦を受けたものに限定して前期・後期の研修を行うことが必要である。

前期の基本研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、それに基づき、現場で実践を行う。後期の実践的研修ではその実践の中で起きた問題や課題を題材として取り上げ、それらを解決するための実践的な知識や技能の修得を図る。

したがって、後期の実践的研修カリキュラムは、スーパーバイザーに必要な知識よりも、実践での応用力を修得することに重点を置いた事例検討などの演習を中心にした内容にすることが必要である。

ウ 長期交流研修（1年間）

施設間及び施設と児童相談所等間で職員の長期交流研修を行うことが必要である。施設職員と児童福祉司がお互い身分はそのままで、長期間の交流研修を行うことによって、自施設を改めて振り返り、他施設、機関の長所を取り入れるなどして養育力を向上さ

せるとともに、施設職員がソーシャルワークを学ぶことで、施設でのソーシャルワーク機能のレベルアップを図る。

また、児童相談所職員が施設を知ること、措置後の子どもの具体的な生活の在り方や変化を目の当たりにし、児童相談所の措置に関わるアセスメントの向上につながると同時に、互いの実情を理解し合うことにより、より良い協働が図られることになる。

なお、長期研修に際しては、それぞれに求められる資格要件、勤務体制、給与など、事前に十分に検討しておく必要がある。

(3) 国レベルの研修（研修指導者研修）の研修方法

国及びその研修機関は、関係団体や自治体などと協力して、研修内容の標準化を図るための共通カリキュラム及びテキストなどを作成することが必要である。

1) 施設長研修（前・後期とも数日間）

続けて職場を離れることが難しい施設長の研修については、前期・後期の様に開講時期の分割を図って研修を実施することが必要である。前期の研修において子どもの権利擁護を推進する施設運営論などの基礎を学び、それを受けた上で実務を行い、後期の研修において実務上の課題についての内容を盛り込んだ実践的・応用研修を実施して、施設運営における基本的かつ総合的な専門性の修得を図る。

2) 研修指導者養成研修

自治体レベルの研修を企画、実施する指導者の研修である。この研修を受講できるものは基幹的職員研修の修了証を有する者で都道府県の推薦を受けた者に限定して行うことが必要である。

国立児童自立支援施設、日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）、日本子ども家庭総合研究所などの研修実施機関は、本研修の受講者が都道府県規模の研修の指導者としての責務を果たすことができるように、研修のあり方について検討し、充実を図ることが必要である。

また、関係団体による全国規模の研修会などに必要な講師を派遣するなどの協力・支援を行うことが必要である。

さらに、研修受講者に対しては、受講後も各地域での研修実施に向けた相談に応じ、かつ新しい専門情報を提供するなどのフォローアップが必要である。また、地域での研修実施の際には、インターネットを用いた講義の配信など効果的な工夫を凝らした支援も必要である。

3) 特別研修（概ね6ヶ月）

特別研修は、原則的には研修指導者養成研修や基幹的職員研修受講者のフォローアップ研修であり、例えば組織的スーパーバイズシステムの構築など、高度で特別な専門的知見や開発された最先端の技法などの修得を目的として行う研修である。そのため、事前にレポート作成などの課題研修課程に取り組んだ上で、スクーリングによる前期研修課程を受ける。そこで獲得した専門的知見やスキルを活用して実務研修課程

として一定期間実践を行い、実践上の技術的な課題などを整理した上で、課題解決を目的とした後期研修課程を受ける。その研修の成果を持続し修得するために課題研修課程を受け、高度な専門的技術などの獲得を目指す研修プログラムが必要である。

4) 課題研修

課題研修は、原則的には研修指導者養成研修や基幹的職員研修受講者のフォローアップ研修であり、入所児童やその家族の変化によって生じてくる様々な課題や現場のニーズに即応したテーマを取り上げ、最先端の知見や技術を提供することを目的とした研修である。課題研修は、児童福祉施設のみならず児童相談所や学校等、同様の課題やニーズを持っている関係機関も、合同で受講可能とし、関係機関との協働や役割分担も意識しつつ、様々な機関の情報も集約することで、より高いレベルの課題解決を目指すものとする。

5) 長期派遣研修（1年間）

この研修は、国レベルの研修・研究機関において、補助的なスタッフとして業務を遂行しながら、研修の企画立案や調整、研修準備、実施、フォローアップといった研修を開催する上で必要な専門的知識・技能などの修得を目的として行うものである。この研修を行うために、国レベルの研修・研究機関は研修課程や研修生の受け入れ態勢について整備し、積極的に受け入れていくことが必要である。

（4）研修実施のための付帯事項

ア 研修修了証の授与及び登録

国及び自治体が実施する研修においては、研修修了者に対して修了証を授与することが必要である。また、研修修了者の登録及び更新を行うことにより地域における人的資源の確保と研修の水準の維持が可能となる。

国レベルの研修機関及び自治体が実施する研修においては、研修参加が実績として残るような登録システムを構築することとし、研修修了者に対して修了証を授与し、その証明とするなどの検討が必要である。

イ 研修受講資格の設定

前のレベルの研修修了証または自治体への登録をもって、次のレベルの研修の受講資格要件とするなどの措置が必要である。

前のレベルの研修修了証または自治体への登録をもって、次のレベルの研修を受けられる資格とする。

ウ 研修修了名簿及び研修履歴の作成

施設・団体及び自治体は、個々の職員の専門性の向上を図るために、研修修了名簿及び職員の研修履歴を作成する等、人材の登録を行う仕組み（登録システム）が必要である。

エ 研修成果に関する評価システムの整備

受講者の研修成果（成績）に関する評価方法を構築し、受講者を正しく評価することが必要である。評価結果を次のレベルの研修の受講要件の一部にすることや研修プログラムのフィードバックなど、この制度を活用していく仕組みの構築も必要である。また、成果の思わしくない受講者への対応も考慮する必要がある。

オ 研修のあり方に関する企画評価システムの整備

研修の運営や企画などについて助言を得、共に検討を行える研修企画評価委員会を施設・団体や自治体にも設置することが必要である。

カ 経過措置の設定

施設間格差や自治体間格差があるため、前述した研修の到達目標や方法に基づき、研修を実施できない施設や団体も想定される。そのため、経過措置として、当分の間、都道府県が施設・団体の実施すべき研修の一部を行い、国レベルの機関が都道府県の実施すべき研修の一部を行うことについても検討する必要がある。

キ 施設長等に対する研修の義務化の規定

児童福祉施設最低基準に施設長等に対する研修の義務化について規定する必要がある。

ク 研修指導者の組織的養成

自治体は、自治体での研修が実施できるように複数の研修指導者を組織的に養成していく必要がある。

ケ 研修を修了した指導者の研修企画及び実施へのサポート

国レベルの研修機関は、指導者研修の修了者が自治体で研修を企画し実施する際、研修内容や講師選定など研修実施に向けた相談、専門情報の提供、インターネットを用いた講義の配信など自治体での研修の支援を行うシステムを設けることが必要である。

5. 社会的養護職員等研修に係るその他の課題及びその解決への方向性

(1) ケア技法（テキスト）に関する課題

社会的養護の分野では、ケア・支援のあり方や技法などが整理されているとはいいがたく、研修を行うテキストなども十分に揃っていないのが現状である。有効な研修を実施するためには、ケアのあり方や技法の確立、研修のためのカリキュラム・視聴覚 教材・テキストの作成などが課題になっている。

このため、国及びその研修機関は、社会的養護について継続的に一定レベルの研究ができるような環境を確保し、研究活動を推進するとともに、団体や学会の協力を得て、検討の場を設け、テキストや教材について研究開発し作成することも必要である。

(2) 研修参加のための環境整備の課題

研修の開催や研修への参加をするための費用や代替職員の確保が困難な施設が多いのが現状であり、研修参加のための体制整備を行うことが課題になっている。このため、国及び自治体は、研修を円滑に実施し、積極的な参加を促す事業の創設など研修に関する財政上の措置及び研修に参加できるような人員配置が必要である。

(3) 子どもの権利擁護に関する課題

施設内虐待が発生するなど子どもの権利擁護に対する意識が低い施設や職員が未だに存在しているのが現状であり、施設や施設職員は、子どもの権利擁護に対する認識をより深める必要が生じている。子どものケア・支援を行う基盤として、子どものケア・支援及びその権利擁護などに関する研修を強化することが課題となっている。

このため、国は児童福祉法を一部改正し、平成21年4月より、児童福祉法等の一部を改正する法律において、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止について規定され、①被措置児童等虐待の定義、②虐待を受けた子どもの届け出、虐待を発見した者の通告や届け出先、③通告や届け出があった場合の都道府県及び都道府県児童福祉審議会の責務等について明記された。これに伴い国が作成した被措置児童等虐待ガイドラインの内容を研修で取り上げ、子どもの権利擁護の強化を図る。

(4) 職員人事に関する課題

職員が研修を受講して専門性を高めても、退職や人事異動などにより、組織全体の専門性が積み上がっていかないために支援の質の向上が図られていないばかりか、一定水準の維持も十分に行われていないといった施設があるのが現状である。

このため、国、自治体及び施設は、それぞれ職員が継続的に従事できるような体制整備や専門性を有した職員が一定期間配置されるような人事システムに関する対策について検討、改善策を講じる必要がある。

(5) 研修講師不足に関する課題

社会的養護に関し、一定の見識のある講師が不足しており、このため研修会を実施することが困難な場合がある。特に地方では困難度が高い。

このため、国は、国の実施する研修においては、将来の講師候補としての人材育成も視野に入れながら研修を実施するとともに、人材を確保するための対策について検討するなど、社会的養護にかかわる研修を行う人材不足の解消を目指す必要がある。また大学との連携を深め、児童福祉施設の役割や現状を理解し、研究を行っている講師を積極的に活用することが必要である。

(6) 任用資格に関する課題

施設長などの任用資格については専門性を担保する資格要件になっていないために、専門性が乏しくかつ経験を有しない施設長や職員による子どもへのケア・支援が行われている施設があるのが現状である。重篤な課題を抱えた子どもの入所が増加し、子どもの養育に専門的な知見がより必要となっている状況を鑑み、国は、施設長などの任用資格制

度について整備し、資格要件を明確化する必要がある。

このため、国は、社会的養護専門委員会の報告書を踏まえ、児童福祉施設最低基準を改正するとともに、施設長や施設職員の任用資格要件を明確化し、専門性の確保を行うことが必要である。

(7) 大学教育に関する課題

大学の社会福祉学部等の教育課程では社会的養護について十分に取り上げられていない。また、大学が病院や学校のように児童福祉施設の運営に携わっていないために研究を行う人材が乏しく、この分野の研究が進んでいないのが現状である。

このため、大学の社会福祉学部のカリキュラムの中に、社会的養護の科目を設けるなど社会的養護に関する講義と実習の充実を図る。また、施設実習を経験した学生等については、実習終了後も継続的に学習ボランティアなど臨床場面への積極的な関わりも大切である。

さらに、大学と施設とが協働してケア・支援を行うような事業と制度について検討することも必要である。

(8) 児童相談所及び市町村との連携に関する課題

児童虐待や非行といった複雑な問題を抱える事例なども多い社会的養護問題においては、家族再統合やパーマネンシーの保障の観点から子どもや家族への支援を展開していく際に、施設と児童相談所との連携・協働は必要不可欠である。また、施設退所後の在宅支援を考えた場合、加えて市町村との連携も重要な課題である。

現状においても、児童相談所と施設が相互理解に基づく有機的な連携を図ろうと努めており、連携が良好な自治体がある一方で、十分な連携がとれていない自治体もあり、全国的には課題がある。

こうした課題を解決し、社会的養護の質の向上を図るためには、施設職員と児童相談所職員などが協働する機会の確保が重要であり、国及び自治体は、職員の人的配置や専門性の向上を図るとともに、社会的養護関係者と児童相談所・市町村との合同研修や事案ケースに関する合同カンファレンスの実施など、社会的養護関係者との連携を念頭に置いた対応をより一層すすめていくことが必要である。

(9) 研修体制の整備計画の策定

児童福祉法等の一部を改正する法律により、次世代育成支援対策推進法が改正され、都道府県が策定する後期行動計画に記載する事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が明記された（平成22年4月1日施行）。

都道府県では、上記改正を踏まえ、社会的養護体制の質・量の充実を図るための事項を含めて後期行動計画を策定することが必要であり、社会的養護の担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備についても後期行動計画に盛り込むべきである。

(10) 社会的養護関係団体による人材育成等ケアの質の向上を図るための社会的養護推進委員会（仮称）の設置

社会的養護専門委員会報告書の中で「関係団体や施設においても、人材育成等ケアの質の向上を図るための計画を立て、これを実施することが求められる。」と言及されており、社会的養護関係団体や施設は、人材育成等ケアの質の向上のための研修などの計画的な実施が求められている。

そのためにも、各関係団体が十分な協働・連携のもと、社会的養護を担う人材育成等 ケアの質の強化を図るための研修のあり方や子どもの権利擁護などについて継続的な検討を実施して計画を策定していく場が必要であり、国立児童自立支援施設には国立機関としての役割、すなわち社会的養護推進の担い手として、全ての社会的養護関係団体による社会的養護推進委員会（仮称）を設置して、その体制を整備していくことが求められている。

【 参 考 資 料 】

社会的養護関係者研修の学習目標

○ 社会的養護関係者研修の学習目標について【参考】

(※ 研修の学習目標については、あくまでも参考として掲載しており、別途検討することが必要である。)

(1) 施設・関係団体レベルの研修(施設職員研修)の学習目標(研修のねらい)

1-A) 総合的な学習目標

【共通】

- ・ レジデンシャルワーク(ケアワーク・ソーシャルワーク)の基本の修得
 - i レジデンシャルワーク(ケアワーク・ソーシャルワーク)とは何か
 - ii ケアワーカー・ソーシャルワークに必要な専門性
 - iii ケアワーカー・ソーシャルワーカーの専門性
 - iv 利用者本位の支援とは(支援する側の論理/支援される側の論理)
- ・ 子どもの自立支援の理念と権利擁護の基本の修得
 - i 児童福祉施設における子どもの自立支援についての基本的な考え方
 - ii 子どもの自立支援の具体的なあり方
 - iii 保護者・家族とのパートナーシップ
 - iv 地域社会との連携及び地域社会への支援
 - v 子どもの権利擁護の基本
 - vi 児童福祉施設における権利擁護に関する具体的な取組
- ・ 子どもに対するアセスメントと自立支援計画策定方法の修得
 - i ケアマネジメントとは何か
 - ii アセスメントと自立支援計画の基本的な考え方
 - iii アセスメントのための方法
 - iv 自立支援計画の策定過程とその展開
 - v ケースカンファレンス
 - vi モニタリング、評価、記録
- ・ 子どもの心理や発達の基本の修得
 - i 子どもの身体発達・発育
 - ii 子どもの情緒・感覚の発達
 - iii 子どもの認知の発達
 - iv 子どもの言語、コミュニケーションの発達
 - v 子どものアタッチメントの発達
 - vi 子どもの対人関係の発達
 - vii 子どもの社会性の発達
- ・ 子どもに対するケア・支援の基本の修得
 - i 子どもの自立支援課程
 - ii 自立支援と生活形態
 - iii チームによる自立支援

- vi生活の中の保護・ケア
- vii生活の中の養育・教育
- viii生活の中の治療（治療的養育）
- ・ 子どものケア・支援に必要な医学的一般の基礎知識の修得
 - i 子どもの特徴と健康づくり
 - ii 子どもの体の構造と機能
 - iii 子どもの発育・発達と生活
 - iv 子どもの心身の疾患（精神障がいを含む）の症状と対応
 - v 子どもの看護と応急手当
 - vi 子どもの心身の疾患（感染症）の予防
子どもの感染症の予防と対応
- ・ 家族関係調整の基本の修得
 - i 子どもの成長・発達のための家庭及び家族機能
 - ii 虐待が発生するリスク要因の理解とその背景
 - iii 家族問題とその背景
 - iv 家族関係のアセスメントと支援計画
 - v 保護者及び関係機関との連携・協働による具体的な関係調整
- ・ 児童相談所などの関係機関との連携の基本の修得
 - i 児童相談所、学校、市町村、保健・医療機関、要保護児童対策地域協議会等の関係機関の概要
 - ii 児童福祉施設と児童相談所等の各種機関との連携の重要性とそのあり方
- ・ 児童相談所の役割や機能及び援助活動についての基本的な知識の修得
 - i 児童相談所に関する制度・施策
 - ii 児童相談所運営指針について
- ・ 社会的養護に関する制度・政策についての基本的な知識の修得
 - i 社会的養護に関する制度及び施策の体系
 - ii 社会的養護施策（児童自立支援施策）の現状と課題
 - iii 家庭的養護と施設養護
 - iv 児童福祉施設の目的と内容
 - v 児童福祉法と児童福祉施設最低基準

【ケアワーカー】

- ・ 子どもに対する生活支援の基本の修得
 - i 衣食住の保障などの生活の中の保護・ケアの基本
基本的生活習慣の獲得と支援
生活技術の獲得と支援
 - ii 生活、学習、作業などの生活の中の養育・教育の基本
- ・ 子どもに対する治療的養育の基本の修得
 - i 環境療法
 - ii 治療的養育技術の基本
 - iii 他職種との連携のあり方

- ・ 子どもの行動上の問題への対応の基本の修得
 - i 行動上の問題の意味と基本姿勢
 - ii 行動上の問題に対する具体的な対応のあり方

【心理療法担当職員】

- ・ 子どもに対する治療的養育の基本の修得
 - i 環境療法
 - ii 治療的養育技術の基本
 - iii 他職種との連携のあり方
- ・ 子どもの行動上の問題への対応の基本の修得
 - i 行動上の問題の意味と基本姿勢
 - ii 行動上の問題に対する具体的な対応のあり方
- ・ 子どもに対する心理治療の基本の修得
 - i 心理療法の目的と特徴
 - ii 個人心理療法の理論と方法
 - iii 集団心理療法の理論と方法
- ・ 子どもに対する心理テストの基本の修得
 - i 心理テストとは何か、その効用と限界について
 - ii 心理テストの倫理
 - iii 発達検査について
 - iv 知能検査について
 - v 性格検査について
 - vi テストバッテリーについて

【家庭支援専門相談員】

- ・ ファミリーソーシャルワークの基本の修得
 - i ファミリーソーシャルワークとは何か
 - ii ファミリーソーシャルワーカーの役割
 - iii ファミリーソーシャルワークによる援助の展開過程・方法
- ・ ケアマネジメントの基本の修得
 - i ケアマネジメントの理論
 - ii ケアマネジメントの実践過程と実践方法
- ・ 保護者（家族）支援の基本の修得
 - i 保護者（家族）との協働
 - ii 保護者（家族）支援の方法
 - iii 保護者（家族）支援の展開過程
- ・ 地域社会との連携・支援の基本の修得
 - i 地域社会におけるサポートシステム
 - ii 施設福祉と在宅福祉・地域福祉の連続性
 - iii 地域支援、地域交流のあり方について

【管理職（施設長）】

- ・ 施設の運営管理の基本の修得

- i 子どもの権利擁護を基本にした施設運営論
 - ii 利用者サービスの質の向上について
- ・ 職員の人事管理及び人材育成の基本の修得
 - i 職員の倫理綱領
 - ii 職員の専門性の向上のための研修等について
- ・ 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の基本の修得
 - i 施設の安全管理について
 - ii 施設の衛生管理について
 - iii 施設の設定・防災管理について

1-B) 個別の学習目標

【共通】

- ・ レジデンシャルワーク（ケアワーク・ソーシャルワーク）の基本を理解し、具体的な方法を修得する。
- ・ ケアワークの基本を理解し、ケアワーク技法の基本を修得する。
- ・ ケースワーク原則などケースワークの基本を理解する。
- ・ 面接やジェノグラム・エコマップ作成などのケースワーク技法を修得する。
- ・ グループワークの基本を理解し、それに関する技法の基本を修得する。
- ・ コミュニティワークの基本を理解し、関連する技法の基本を修得する。
- ・ 子ども・保護者や職員との間のコミュニケーションなど人間関係形成の基本を理解し、基本的姿勢や有効な方法を修得する。
- ・ チームワーク及びネットワークの基本を理解する。
- ・ 子どもの自立支援の理念について理解する。
- ・ 子どもの権利擁護及びそのシステム（適切な情報提供・苦情解決のしくみなど）について理解し、その有効活用のしかたを修得する。
- ・ 被措置児童等虐待の防止について理解する。
- ・ 子どもの発達とその特徴について理解する。
- ・ 子どもの行動観察のあり方を修得する。
- ・ 子どもの実態把握・評価（アセスメント）方法について理解し、その基本を修得する。
- ・ 子どもの自立支援計画策定のあり方について理解する。
- ・ 子どもに対する日常生活の中のケア・支援の基本について理解し、その方法を修得する。
- ・ 子どもの健康・安全・衛生の基本について理解し、それらに配慮したケア・支援方法を修得する。
- ・ 子どもの病気・ケガや遭遇しやすい事故に対する予防と処置について理解し、一般的な処置方法を修得する。
- ・ 家庭環境調整（家族機能の再生、家族再統合など）のあり方について理解する。
- ・ 児童相談所の役割や機能及び援助活動について理解する。
- ・ 児童相談所、学校、保健・医療機関、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との

連携・協働のあり方について理解し、協働のための基本的なルールを修得する。

- ・ 社会的養護に関する法令や施策の概要について理解する。
- ・ 施設職員としての倫理綱領などについて理解する。
- ・ 子どもの身体的及び精神的な変化に気づける感性を身につけ、正しく対処できる技能を修得する。
- ・ 記録や報告書等の書き方を修得する。
- ・ 面接や訪問など家庭支援の基本的な姿勢を修得する。
- ・ 子どもの自立支援のための制度・施策の有効活用のしかたを修得する。
- ・ 職員による定期的な自己評価など専門性の向上を目指した具体的な取組方法を修得する。

【ケアワーカー】

- ・ 子どもの生活支援・教育の基本について理解し、基本的な姿勢を修得する。
- ・ 子どもの発達やニーズに応じた学習支援、余暇支援、作業支援、教育方法などの基本について理解し、効果的な方法を修得する。
- ・ 子どもの余暇支援・指導の基本について理解する。
- ・ 子どもの職業（作業）支援・教育の基本について理解する。
- ・ 子どもの進路支援（就職支援）・教育の基本について理解し、効果的な方法を修得する。
- ・ 施設におけるグループワークの基本について理解し、その方法を修得する。
- ・ 生活の中での治療についての考え方を理解し、生活場面面接や治療的な構造をもった集団生活のつくり方等、生活に位置づけられた治療的技法を修得する。
- ・ 子どもの行動上の問題の意味とその対応のあり方について理解し、その方法を修得する。
- ・ 子どもの生活する寮舎における運営の基本について理解し、基本的な運営方法について修得する。

【心理療法担当職員】

- ・ 生活を通して行う子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本について理解し、日常生活に治療的に働きかける方法を修得する。
- ・ 施設における心理治療の基本について理解し、その基本的な技法を修得する。
- ・ 家族関係調整としての心理療法的なアプローチの基本について理解し、その技法を修得する。
- ・ 心理テストなどの心理診断の基本について理解し、その診断技術を修得する。

【家庭支援専門相談員】

- ・ ファミリーソーシャルワークの基本について理解し、事例検討などを通してケース診断など基本的な技法を修得する。
- ・ 子どもやその家族に対する相談援助活動の基本について理解する。
- ・ ケアマネジメントの基本について理解し、その方法を修得する。
- ・ 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）ニーズに対応した適切な支援のあ

り方について理解し、その方法を修得する。

- ・ 施設と要保護児童対策地域協議会などの地域との協働による支援や地域社会ニーズに対応した適切な支援のあり方について理解し、その基本的な方法を修得する。

【管理職（施設長）】

- ・ 子どもの権利擁護を推進する施設経営のあり方について理解する。
- ・ 子どもの権利擁護を推進する施設運営・管理のあり方を理解し、事業計画の策定方法を修得する。
- ・ 職場内の良好な人間関係の構築など職員の人事管理及び人材育成と能力開発のあり方について理解し、その方法を取得する。
- ・ 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理のあり方について理解し、その推進・改善を行うための基本的技能を修得する。

（２）自治体レベルの研修（里親及び施設職員研修）の学習目標（研修のねらい）

里 親

２－Ａ）総合的な学習目標

【共通】

- ・ 里親に関する制度及び施策についての基本的知識の修得
- ・ 子どもの自立支援の理念と権利擁護の基本の修得
- ・ 子どもの養育の基本の修得
- ・ 里親支援の活用及び関係機関との連携の基本の修得

【専門里親】

- ・ 日常生活（衣食住など）における子どもへのケア・支援の基本の修得
- ・ 子どもに対する治療的養育の基本の修得
- ・ 子どもの行動上の問題への対応の基本の修得
- ・ 家庭環境調整への協力の基本の修得

〔認定研修科目〕

- ・ 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目
社会福祉概論 児童福祉論 地域福祉論 養護原理 養育家庭論 発達臨床心理学 医学（児童精神医学を含む） 社会福祉援助技術論
- ・ 養育の内容及び方法の理解に関する科目
児童虐待援助論 思春期問題援助論 家族援助論 障害福祉援助論 専門里親演習
- ・ 養育実習
養育実習

２－Ｂ）個別の学習目標

【共通】

- ・ 里親制度、養子縁組制度、里親支援施策など里親に関する制度・施策について理解する。

- ・ 子どもの自立支援の理念について理解する。
- ・ 里親の権利・義務及び子どもの権利擁護とそのシステム（適切な情報提供・苦情等への対応）について理解し、子どもの権利擁護を踏まえた子どもへのかかわり方を修得する。
- ・ 被措置児童等虐待の防止について理解する。
- ・ 子どもの発達とその特徴について理解する。
- ・ 子どもの実態把握・評価（アセスメント）方法について理解する。
- ・ 子どもの養育計画（自立支援計画）に基づく支援のあり方について理解する。
- ・ 子どもとの関係（愛着関係）づくりのあり方について理解し、子どもとの関係（愛着関係）を形成するためのかかわり方を修得する。
- ・ 里親家庭への適応段階と適切なかかわり方について理解し、修得する。
- ・ 日常生活における子どもの養育の基本について理解し、養育方法を修得する。
- ・ 子どもの病気・ケガなどへの一般的な処置方法を修得する。
- ・ 子どもの行動観察記録等の書き方を修得する。
- ・ 子どもの健康・安全・衛生の基本について理解する。
- ・ 児童相談所・学校などの関係機関との連携・協働のあり方について理解し、その方法を修得する。
- ・ 里親への支援システムとその活用のあり方について理解し、その方法を修得する。
- ・ 里親支援事業などの有効活用のしかたを修得する。

【専門里親】

- ・ 子どもに対する生活支援・教育の基本について理解し、子どもの衣食住などの日常的生活における効果的なケア・支援方法を修得する。
- ・ 子どもに対する治療的養育の基本について理解し、基本的な技法を修得する。
- ・ 虐待を受けた子どもの心理や発達への影響について理解する。
- ・ 虐待を受けた子どもの心理的ケアについて理解し、その方法を修得する。
- ・ 発達障がいのある子どもの心理とそのかかわり方について理解する。
- ・ 思春期の子どもの心理とそのかかわり方について理解する。
- ・ 子どもの行動上の問題の意味とその対応のあり方について理解し、適切な対応方法を修得する。
- ・ 実親とのかかわりなど家庭環境調整への協力のあり方について理解する。

施設職員

2-A) 総合的な学習目標

【共通】

- ・ 自施設に必要な研修ニーズの把握と人材育成のための施設内研修体制を構築するための視点を理解する。研修企画立案や教授法など施設内での研修担当者として必要な基本的知識を修得する。
- ・ 研修体系や研修内容の充実化が図れるような施設内環境づくりについて理解する。
- ・ 研修効果について、測定方法など、把握の在り方についての基本的視点を理解する。

- ・ 特別なニーズがあり、より専門的視点が必要なケースについて理解する。以下にあげるケースなどである。

児童虐待、性的虐待、SBS（乳幼児揺さぶり症候群）、非行、不登校、いじめ、愛着障がい、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、解離性障がい、知的発達障がい、発達障がい（知的発達障がい、広汎性発達障がい、学習障がい、ADHD（注意欠陥多動性障がい）など）、医療ネグレクト、MSBP（代理ミュンヒハウゼン症候群）等。

- ・ 発達障がい等精神的な障がいのある子どもの心理と行動特性についての基本的知識の修得
- ・ 虐待を受けた子どものケア・支援の基本及び応用の修得
- ・ 発達障がいのある子どものケア・支援の基本及び応用の修得
- ・ 非行などの行動上の問題のある子どものケア・支援の基本及び応用の修得
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えた子どもや多問題家族に対するアセスメント及び自立支援計画策定の方法の修得
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えた子どもに対するレジデンシャルワーク（ケアワーク・ソーシャルワーク）の基本及び応用の修得
- ・ 子どもの危機的状況（激しい行動化など）に対する緊急対応などの基本及び応用の修得
- ・ 施設内虐待の予防・対応についての基本及び応用の修得
- ・ 学校教育について理解する（特別支援教育などに関する教育制度・施策など関連分野の法的枠組の理解等）。学校との協働のあり方について理解する。
- ・ 虐待など不適切な養育をしてしまう保護者のケア・支援の基本及び応用の修得

【ケアワーカー】

- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの養育のあり方についての理解。これらは以下のものを含む。

日常生活上における対応と工夫、学習支援・指導、余暇支援・指導、職業（作業）支援・教育、進路支援・教育、グループワーク、等

- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの治療的養育の基本及び応用の修得
- ・ 子どもの生活する寮舎等における運営の基本及び応用の修得
- ・ 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用の修得
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの行動上の問題への対応の応用の修得
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生活している寮舎における運営の基本及び応用の修得

【心理療法担当職員】

- ・ 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用の修得
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療の基本及び応用の修得
- ・ 心理テストバッテリーなど心理診断の応用の修得
- ・ 施設における心理職の役割についての基本を理解する

- ・ 生活治療あるいは治療的養育の基本及び応用の修得
- ・ 施設における個別および集団心理療法の位置づけや実施法についての基本及び応用の修得
- ・ 特別なニーズをもつケースへの心理治療の在り方や有効な技法について理解する。以下にあげるケースなどである。
 児童虐待、性的虐待、SBS(乳幼児揺さぶり症候群)、非行、不登校、いじめ、精神疾患(愛着障がい、PTSD、解離障がいなど)、発達障がい(知的発達障がい、広汎性発達障がい、学習障がい、ADHDなど)等
- ・ 心理テストの有効な活用法について修得する

【家庭支援専門相談員】

- ・ ソーシャルワーク(ファミリーソーシャルワークを含む)の基本及び応用の修得。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもやその家族に対する相談援助活動の基本及び応用の修得。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもに対するケアマネジメントの基本及び応用の修得。
- ・ 施設と家族との協働による支援や家族(保護者)の複雑なニーズに対応した支援の応用の修得。
- ・ 施設と地域社会との協働による支援や地域社会の追加ニーズに対応した支援の応用の修得。

【スーパーバイザー】

- ・ 施設におけるスーパービジョンを実施するために必要な基本的知識・技能の修得
- ・ チームワークのためのコミュニケーションやリーダーシップのとり方などに関する基本的知識・技能の修得
- ・ ケースカンファレンスのための基本的知識・技能の修得

【管理職(施設長)】

- ・ 個々の子どもの権利擁護を推進する施設経営の応用の修得
- ・ 個々の子どもの権利擁護を推進する施設運営・管理の応用の修得
- ・ 施設の安全管理(事故防止)・衛生管理の応用の修得

2-B) 個別の学習目標

【共通】

- ・ 精神的・行動的な障がいのある子どもに対するケアワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な障がいのある子どもに対するケースワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な障がいのある子どもに対するグループワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な障がいのある子どもやその家族に対するコミュニティワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。

- ・ 治療意欲のない子どもに対する基本的な理解とその対応について理解する。
- ・ 子どもの行動上の問題などに対応するチームワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族についての実態把握・評価（アセスメント）方法について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもや多問題家族に対する自立支援計画策定のあり方について理解し、その技法について修得する。
- ・ 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携・協働による切れ目ない一貫した支援のあり方について理解し、その技法について修得する。

【ケアワーカー】

- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの生活支援・教育の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの学習支援・指導の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの余暇支援・指導の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの職業（作業）支援・教育の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもへの進路支援・教育の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 施設における精神的・行動的な問題を抱えている子どもへのグループワークの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの行動上の問題への応用的な対応のあり方について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもが生活している寮舎における運営の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。

【心理療法担当職員】

- ・ 生活を通して行う精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理的ケアなど治療的養育の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもの心理治療の応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 多問題家族に対する心理療法的なアプローチの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 心理テストバッテリー、補助診断のための検査の組み合わせ方など、心理診断の応用について理解し、その技法について修得する。

【家庭支援専門相談員】

- ・ ソーシャルワーク（ファミリーソーシャルワークを含む）の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。

- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもやその家族に対する相談援助活動の基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 精神的・行動的な問題を抱えている子どもに対するケアマネジメントの基本及び応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 施設と家族との協働による支援や家族（保護者）の複雑なニーズに対応した支援の応用について理解し、その技法について修得する。
- ・ 施設と地域社会との協働による支援や地域社会の追加ニーズに対応した支援の応用について理解し、その技法について修得する。

【スーパーバイザー】

- ・ 施設においてスーパービジョンを実施するための高度の専門的知識・技術、高い倫理観などの基本について理解し、その技法について修得する。
- ・ チームワークのためのコミュニケーションやリーダーシップのとり方などに関する基本及び応用について理解し、その技法について修得する
- ・ 効果的なケースカンファレンスを行うための基本を理解し、その技法について修得する。

【管理職（施設長）】

- ・ 個々の子どもの権利擁護を推進する施設経営の応用について理解し、その方法を修得する。
- ・ 個々の子どもの権利擁護を推進する施設運営・管理の応用について理解し、その方法を修得する。
- ・ 施設の安全管理（事故防止）・衛生管理の応用について理解し、その推進・改善を行うための応用的方法を修得する。

（３）国レベルの研修（研修指導者養成研修）の学習目標（研修のねらい）

３－Ａ）総合的な学習目標

- ・ 自治体（都道府県）で実施する研修の指導者・講師としての役割を果たすことのできる専門的知識及び技能の修得
- ・ 施設における子どもの権利擁護に関する取組や、組織的な施設運営を行う上での専門的知識及び技能の修得
- ・ 適切なスーパーバイスをする上での専門的知識・技能の修得
- ・ 社会的養護に関係する最先端・最前線の課題に対する知識・技能の修得
- ・ 重度・重複的問題を抱えた事案を支援するための高度な専門的知識・技能の修得

３－Ｂ）個別の学習目標

《研修企画・運営のための目標》

- ・ 研修ニーズや人材育成を基にした研修企画立案や教授法など研修担当者として必要な基本的知識及び基本的技法を修得する。
- ・ 研修体系や研修内容の充実化が図れるような環境について理解し、そうした環境作りへの手立てを修得する。

- ・ 研修効果について、測定方法など、把握の在り方についての視点や方法を修得する。より良い効果測定法開発に向けての視点を学ぶ。

《社会的養護に関する目標》

- ・ 被措置児童等虐待防止に向けた取組をはじめ子どもの権利擁護に関する理念や施設における対応について理解し、その方法を修得する。
- ・ 組織的な対応や職員間のサポート等チームアプローチについて理解し、その方法を修得する。
- ・ 関係機関との連携及びソーシャルワークについて理解し、その方法を修得する。
- ・ 職員のメンタルヘルス、適切な職員へのスーパーバイス、スーパーバイザーとしての資質について理解し、技法を修得する。
- ・ 児童虐待など高度な判断と迅速性及び特別な視点が必要なケースへの対応について理解し、その方法を修得する。
- ・ 特別なニーズがあり、より専門的視点が必要な課題について理解し、援助のあり方を修得する。以下のような課題である。
児童虐待、性的虐待、SBS(乳幼児揺さぶり症候群)、非行、不登校、いじめ、愛着障がい、PTSD、解離性障がい、知的発達障がい、発達障がい(知的発達障がい、広汎性発達障がい、学習障がい、ADHDなど)、医療ネグレクト、MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)等。
- ・ 子どもが打ち明ける被害などへの対応の基本及び応用について理解し、その方法を修得する。
- ・ 犯罪被害者支援や修復的司法など司法福祉のあり方について理解し、その具体的な方法について修得する。
- ・ 非行・発達障がい・児童虐待の関連について理解する。
- ・ 多くの問題を抱えた家族に対するケア・支援(調整)について理解し、方法を修得する。
- ・ 虐待死亡事例の検証と対策のあり方について理解し、検証の進め方や検証方法について修得する。

社会的養護体制の充実を図るための研修の実施に関する検討会経緯

- 第1回：平成20年 7月 1日（火）
- ・本委員会の趣旨説明
 - ・関係機関における研修概要
 - ・これからの国及び都道府県の研修体制のあり方
 - ・今後のスケジュール
- 第2回：平成20年 9月 5日（金）
- ・指導者養成研修カリキュラム等の検討について
- 第3回：平成20年11月 5日（水）
- ・各委員からの説明（第2回時に各委員に依頼）
 - ・本検討会報告書素案について（協議）
- 第4回：平成21年 1月 6日（火）
- ・本報告書の作成（協議）

社会的養護体制の充実を図るための研修の実施に関する検討会委員等

委 員 名	所 属
相澤 孝予	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室福祉指導専門官
相澤 仁	国立武蔵野学院長
梶原 敦	国立きぬ川学院長
萩原 總一郎	四天王寺大学人文社会学部教授
前河 桜	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課児童福祉専門官
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研修部研修課長
村井 美紀 (座長)	東京国際大学人間社会学部准教授
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉担当部長

オブザーバー名	所 属
浅野 和之	裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官研修部教官
河尻 恵	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係長
千葉 和成	全国社会福祉協議会児童福祉部参事

(記載は五十音順)

